

「総合計画」は、自治体が策定するさまざまな計画のベースとなる重要なものです。「総合計画」は、全体の基礎となる「基本構想」、中核をなす「基本計画」、実践の指針としての「実施計画」の三つの部分からなっています。多くの場合、10年間の有効期間を設定し、後半の5年に入る6年目に、「総合計画」



全体の柱である「基本計画」を見直します。一宮町では、平成23年度に最新の「総合計画」を策定しました。それから5年が経過しましたので、通常の例にならって、平成28年度にその中の「基本計画」部分の見直しを行い、後半の5年間（平成32年度まで）の指針とするべく改定を行いました。本書はその成果を記したものです。

平成23年度の「総合計画」の策定においては、住民の方々を主体とする「基本計画」策定委員会が結成され、多くの議論を積み重ねて、それを纏め上げるかたちで作成されました。今回の見直しは、まず役場職員で行い、パブリックコメントを経て修正を施し、形にしました。住民の方々から頂いたパブリックコメントには「総合計画」の構成の根幹にかかわる議論も含まれていましたので、それらは次回の「総合計画」策定の際に参考意見として活用させていただこうと考えています。

実は、平成23年に地方自治法の改正が行われ、それまで自治体にとって義務として課せられていた「総合計画」のベースである「基本構想」の作成はしなくても良い事になりました。今回見直した「基本計画」が、今後の5年間の一宮町をより正しい方向に導く方向指示灯として有意義に機能することを大いに期待したいと存じます。町民の皆さまには、今後とも、秩序ある町行政の遂行を見守って頂きたいと存じます。どうぞよろしく願い申し上げます。

平成29年3月

一宮町長 馬淵 昌也